

「食 de がんじゅう応援店」登録実施要領

1 目的

外食や中食を提供している県内の飲食店や弁当販売店、スーパーなどの店舗と連携し、健康に配慮したメニューの提供や栄養成分表示などを行う飲食店等を「食 de がんじゅう応援店」として登録し、拡大を図ることで、「食」を通して県民への健康づくりを支援し、自然と健康になれる食環境整備を推進することを目的とする。

2 登録の対象施設

県内の飲食店、弁当販売店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等（以下、「飲食店等」という。）

3 登録の基準

原則屋内禁煙であり、次の表に定めるいずれかの項目について基準を満たすメニューを1品以上提供している飲食店等を「食 de がんじゅう応援店」として登録する。

項目	基準
バランス食	<ul style="list-style-type: none">・ 1食分の食事であって、主食・主菜・副菜が揃っており、かつ副菜の量は70g以上であること。・ 栄養成分表示に関しては任意とする。
野菜たっぷり	<ul style="list-style-type: none">・ 定食・単品にかかわらず1食（1品）あたり野菜（きのこ、海藻類を含む）の使用量が120g以上であること。・ 栄養成分表示に関しては任意とする。
塩分控えめ	<ul style="list-style-type: none">・ 塩分が1食あたり3.0g未満、単品の場合は1品100g当たり1.0g未満であること。・ 食塩相当量の栄養成分表示は必須とする。・ 他の栄養成分表示に関しては任意とする。

4 登録の方法

(1)登録を希望する飲食店等は、「食 de がんじゅう応援店」登録申請書（第1号様式）及び「食 de がんじゅう応援店」登録内容申請書（第1－2号様式）に必要事項を記入し、管轄の保健所長又は県健康長寿課長（以下「保健所長等」という。）へ申請するものとする。管轄については別紙に定める。

栄養成分表示を行う場合は栄養成分計算表（第1－3号様式）を添付する。

(2)保健所長等は、申請内容が適切であると確認した場合、「食 de がんじゅう応援店」として登録するものとする。

(3)保健所長等は、(2)により登録した飲食店等に対し、登録店の証及び登録基準マークを交付するものとする。

5 現況確認

保健所長等は、登録を受けている飲食店等に対し、年1回程度次に掲げる内容を含む現況確認を行う。また、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

- (1)登録メニューの提供状況、変更及び追加の確認
- (2)登録店の証及び登録基準マークの掲示、表示の有無
- (3)登録を受けている店舗からの要望等

6 申請内容の変更及び取消しについて

- (1)保健所長等は、現況及び現地確認の結果等で登録内容の変更を把握した場合は、変更点を確認し、登録基準に合致するか確認を行う。
- (2)飲食店等は、登録条件を満たさなくなった場合や廃業したときは、「食deがんじゅう応援店」取消届（第2号様式）により保健所長等あて届け出るものとする。
なお、保健所長等は、飲食等の営業が確認できない場合、取消届の提出がなくても登録を取り消すことができるものとする。

7 普及・啓発について

- (1)保健所長等は、登録を受けている飲食店等の情報を県のホームページ等で紹介し、普及・啓発に努めるものとする。
- (2)保健所長等は、各種健康づくりイベント等において、登録を受けている飲食店等の積極的な活用及び情報発信や啓発活動に努めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別紙

保健所等	管轄市町村名
沖縄県北部保健所 (健康推進班)	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
沖縄県中部保健所 (健康推進班)	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
沖縄県南部保健所 (健康推進班)	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
沖縄県宮古保健所 (健康推進班)	宮古島市、多良間村
沖縄県八重山保健所 (健康推進班)	石垣市、竹富町、与那国町
沖縄県保健医療介護部 健康長寿課 (健康推進班)	那覇市